

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部障害福祉課

1 補助金の名称等

30年度調査

補助金の名称	重症心身障害児(者)通所事業運営費補助金									
根拠規定等	文京区重症心身障害児(者)通所事業運営費補助金交付要綱									
創設年月	平成	27	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	3年	終了予定年月		
直近の見直し年月	平成	30	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	0年			
見直しの内容	別表第2の改正									
予算科目	款	項		目		大事業		中事業		実施計画事業番号
	05 民生費	03 心身障害者福祉費		01 心身障害者福祉事業費		30 重症心身障害者通所施設運営補助		01 重症心身障害者通所施設運営補助		
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	重症心身障害児(者)を対象として運営する通所施設に対して、運営費の一部を補助することにより、重症心身障害児(者)に対する支援体制の強化を図る。									
補助事業等の内容	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、若しくは、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、又は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所のうち、東京都重症心身障害児(者)通所事業実施要領の規定により、東京都より指定を受けた事業所に対し、その運営費の一部を補助する。									
補助対象経費の内容	事業の実施に要する経費から、利用者負担金等を控除した額と、事業種別ごとに定めた基本単価に、利用日数を乗じて得た額の、いずれか少ない額									
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他									
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕									
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 { 補助率 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }									
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input checked="" type="checkbox"/> その他									
	〔その他の場合は具体的に記入〕 本事業は東京都重症心身障害児(者)通所事業実施要領に基づき実施している事業であり、補助単価についても都要領の適用単価と同じ。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕									
公募の状況	非公募(指定事業所の追加があった場合等は都より連絡があるため、個別に対応する。)									
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }									
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	10/10	補助対象者		
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し)		上乗せの内容・理由							
<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)										

3 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金 については 不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

4 交付実績

(件、千円)

項目	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算)	30年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	12,749	10,453	11,182	14,270
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	12,749	10,453	11,182	14,270
その他	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	0
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	交付申請1件(社会福祉法人武蔵野会)			

5 課題及び今後の方向性

本事業は東京都の指定事業所に対し、区補助要綱に基づき補助する仕組みであるため、都の基準の変更や指定事業の追加や廃止により実績等に影響を及ぼすものである。都との情報共有を図りながら、引き続き要綱にのっとり、適正な補助金の交付を行っていく。